

商品概要説明書

J A 多目的ローン（ニコス保証型）

越前たけふ農業協同組合

（令和4年7月25日現在適用中）

商品名	J A 多目的ローン（ニコス保証型）						
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○地区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満 20 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○継続して安定した収入のある方。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。 						
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ○見積書・注文書・契約書・領収書等によって資金使途が確認できる生活に必要なとすご資金（借入申込から過去 3 か月以内にお支払済みの資金を含む。）または事業性資金とします。 （他金融機関・信販会社等からお借入中の各種ローンお借換資金とお借換えに伴う諸費用についても対応可能です。） ただし、負債整理資金等は除きます。 なお、借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代）については資金使途に含めることができますものとします。 ○医療・介護費用が資金使途の場合、2 親等以内の家族にかかる資金も対象とします。 						
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。						
借入期間	○6 か月以上 10 年以内とします。						
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ○当 J A 所定の利率となります。 ○お借入利率には、年 1.65% の保証料を含みます。 						
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。						
担保	○不要です。						
保証人	○当 J A が指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。						
団体信用生命共済	<ul style="list-style-type: none"> ○ご希望により団体信用生命共済にご加入いただけます。ただし、事業資金は除きます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0.20% ※さらに、下記の団体信用生命共済（特約保障）を付加することができますが、お借入利率は、下表記載の加算金利分が上乘せとなります。 <table border="1" style="margin-left: 40px; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済（特約保障）</th> <th>加算金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期継続入院保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.10%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.10%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済（特約保障）	加算金利	長期継続入院保障特約付団体信用生命共済	年 0.10%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.10%
団体信用生命共済（特約保障）	加算金利						
長期継続入院保障特約付団体信用生命共済	年 0.10%						
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.10%						

9 大疾病補償保険	○ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ただし、事業資金は除きます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0. 3 0 %
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税含む）が必要です。 ①全額繰上返済手数料 5, 5 0 0 円 ②一部繰上返済手数料 3, 3 0 0 円 ※②一部繰上返済をインターネット上で行う場合、手数料は不要となります。 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、5, 5 0 0 円の条件変更手数料（消費税含む）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部（電話：0 7 7 8 - 2 1 - 2 6 0 4）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 福井弁護士会（電話：0 7 7 6 - 2 3 - 5 2 5 5） 京都弁護士会（電話：0 7 5 - 2 3 1 - 2 3 7 8） 愛知県弁護士会（電話：0 5 2 - 2 0 3 - 1 7 7 7）
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。